

# 日本離婚・再婚家族と 子ども研究学会



## 学会員募集のお知らせ



←詳細はこちらをご覧ください

### 入会方法

入会申込

WEBフォームから  
お申し込みください



入会の承認

審査結果をメールで  
お知らせします



年会費のお支払い

お振り込み用紙を  
郵送いたします



お手続き完了です

～会費～

正会員 : 入会金2,000円 年会費5,000円  
学生会員 : 入会金2,000円 年会費2,000円

本研究学会は2018年4月に設立をしたばかりのまだ若い団体ですが、「離婚・再婚家族と子ども」を研究テーマとした学会としては、日本に類を見ないものと言えます。離婚・再婚家族への適切な支援のあり方を念頭におきながら、特に子どもの養育問題に着目し、子どもの意思への配慮、及び利益の尊重と福祉の増進の実現を目指して、本研究学会は発足しました。心理学、社会学、法学、教育学、社会福祉学、医学など子どもの育ちにかかわる分野の学術的研究者、そして司法関係者や離婚・再婚家族への支援活動を行っている方のような、実務・実践に携わる者が協働して研究を推進し、もって社会に貢献することを目的としています。

～具体的な活動～

- ・複合的な分野の研究者や実務家、実践家の協働
- ・学会大会や研修会の開催
- ・学会誌やニュースレターの発行

### 《会員資格》

本会の会員は正会員、学生会員とする。会員は、同学会規約第3条に示された目的に賛同し、その示された分野にかかわる学識または経験を有する者とする。会員の資格要件について以下に示す。

1、正会員(1) 大学など高等教育機関の研究者(2) 実務家。次に示す機関に専門家として勤務した者は認める。①児童相談所、子育て支援センターなどの福祉あるいは行政関係機関、施設及びこれに準ずる者。②小児科、精神科などの病院及び精神保健福祉センター等。③少年鑑別所、少年院など矯正保護機関及び施設。④家庭裁判所。⑤大学に設置された保健管理センター・学生相談センター、心理教育相談所等。⑥学校、適応指導教室、サポートセンター等の教育機関施設。⑦ その他、上記の機関、施設等における対人援助業務に準ずる仕事に従事する者。⑧離婚・再婚家族への支援活動を行っている者。以上①～⑧の経験は原則として、非常勤・常勤等の勤務形態も含めて3年以上とする

2、学生会員(1) 大学院生とする。

お問い合わせ：日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 事務局

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-7-2 神戸女子大学心理学部心理学科 曾山研究室

✉ [info@jarcnds.org](mailto:info@jarcnds.org)



※詳しい情報は学会ホームページをご参照ください。